

(平成25年7月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和42年に国民年金に加入し、自宅に集金に来ていた市の職員に国民年金保険料を納付していた。その後44年に、このままでは国民年金の受給資格期間を満たすことができないので、遡って昭和40年度の保険料を納付した方がよいと市の職員に勧められ、申立期間の保険料を納付した。私は、同年度の保険料1,800円を納付したことを示す資料「国民年金保険料過年度分納付記録」を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月22日発行の国民年金手帳を所持しているところ、同手帳には「国民年金保険料過年度分納付記録」が貼付されている。当該資料には「昭和40年度」の記載があり、同年度の各月欄の全てに「44.9.22」の日付印が、4月及び3月欄には申立人が当時居住していた市の押印が確認できる上、当該資料の欄外には40年度の国民年金保険料12か月分に相当する金額が記載されていることから、上記日付印は、申立人が、当該市に対して同年度の保険料を納入した日と考えられる。また、申立期間の保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付することができない期間の保険料を本来納付することができない市に納入し、長期間国庫歳入金として扱われていたものと推認できる。

上記資料の日付印の昭和44年9月22日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付することができないこと、及び市では過年度となる保険料を収納することができないことを理由として、申立期間の保険料の納付を認めないことは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月12日は50万5,000円、同年12月6日は67万5,000円、16年7月10日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月12日
② 平成15年12月6日
③ 平成16年7月10日

A社に在籍し、B社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記賞与支給明細書に記載されている社名は、A社ではなくB社であるものの、同社の総務経理担当者の供述並びに申立人及び複数の従業員が保有する給与支給明細書により、申立期間当時、同社に勤務していた者についての社会保険の加入はA社において一括して行われていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認で

きる賞与額から、平成15年7月12日は50万5,000円、同年12月6日は67万5,000円、16年7月10日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社。現在は、C社）D支店における資格取得日に係る記録を昭和33年3月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人のE社（後に、B社。現在は、C社）F支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和42年10月1日であると認められることから、申立期間③の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月15日から同年4月1日まで
② 昭和33年6月30日から同年7月1日まで
③ 昭和42年10月1日から同年10月15日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②、E社に勤務していた期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。同一企業内の転勤であり、空白期間があるのは誤りなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された申立人に係る人事記録並びに同社及び従業員からの回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和33年3月15日

にA社本店から同社D支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和33年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、B社から提出された申立人に係る人事記録並びに同社及び従業員の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和33年7月1日にA社D支店から同社G営業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和33年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているところ、A社G営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年7月1日に同社同営業所において被保険者資格を取得している従業員8人全員が、申立人と同じ同年6月30日に同社D支店において被保険者資格を喪失していることが確認できる上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答により、申立人は、当該期間においてもE社に継続して勤務し、また、昭和42年10月1日に同社F支店に異動したことが認められることから、申立人の同社同支店における資格取得日を同日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社における同職種の複数の従業員の供述及び申立人と同様に申立期間における被保険者記録が無い従業員が保有する給料明細書から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるC社（現在は、B社）に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、オンライン記録及び従業員の供述によると、異動先であるC社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年10月2日であることから判断して、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は不明としている上、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から6年4月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年5月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成元年7月から4年9月までは32万円、同年10月から6年3月までは38万円と記録されていたところ、同年4月20日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定の記録が取り消され、4年4月から同年9月までを28万円、同年10月から6年3月までを34万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成6年4月20日付けで、4年4月に遡って標準報酬月額を減額訂正されている者が6人確認でき、また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年5月1日）の後の6年5月9日付けで、4年4月に遡って標準報酬月額を減額訂正されている者が6人確認できる。

さらに、事業主は、平成3年4月から6年5月までの期間について、社会保険料の支払が困難であったため、厚生年金保険の資格喪失手続きを行い、従業員には国民年金に加入してもらった旨回答している上、同年4月20日付け及び同年5月9日付けで標準報酬月額を減額訂正されている複数の者に照会したところ、回答のあった3人のうちの1人は、会社の経営状態は良くなく、手形が落とせない時期が度々あったので、保険料の滞納があってもおかしくない状況だった旨供述しており、残る二人は、経営は決して良い状態でなかったことから、保険料の滞納はあったかもしれず、または、あってもおかしくない状況だった旨回答していることから、A社は申立期間当時、社会保険料の滞納

があったことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人が同社の取締役であったことは確認できず、事業主は、申立人の職種は企画であり、申立人は厚生年金保険の届出及び手続に関与していなかった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月20日付けで行われた申立人に係る上記遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の4年4月から6年4月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から6年4月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月17日は7万5,000円、17年7月15日及び同年12月26日はそれぞれ15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月17日
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月26日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「預金元帳」並びに複数の元従業員から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額並びに上記預金元帳等において確認できる賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月17日は7万5,000円、17年7月15日及び同年12月26日はそれぞれ15万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないが、上記賞与明細書により、申立期間において賞与が支払われ、当該賞与に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録において、申立期間に係る標準賞与額の記録がある者がいないこと、また、A社の元顧問社会保険労務士は、同社の事業主及び事務担当者に賞与支払届を作成

するための資料を提出するよう促したが提出されなかった旨供述していることから、事業主は申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成 19 年 8 月を 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 2 日から 21 年 6 月 1 日まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 19 年 8 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年3月から19年7月まで及び同年9月から21年5月までについては、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を平成14年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月21日から同年11月21日まで
A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。正社員として勤務した平成13年7月から退職する14年11月まで給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された平成14年分給与所得の源泉徴収票、C厚生年金基金から提出された加入員台帳及びD健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳により、申立人は、申立期間においてA病院に勤務していたことが確認できる。

また、B法人は、保険料控除について、健康保険料と厚生年金基金掛金のみ控除し、厚生年金保険料を控除しないということは考えられない旨供述している上、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれ

れに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B法人は、申立人に係る資料は何も無いことから不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月16日から44年1月1日まで
② 昭和45年11月15日から同年12月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。工場間での異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年1月1日にA社から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、上記人事記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年11月15日にA社C工場から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、A社における複数の被保険者について、当該期間と同一の被保険者記録が欠落していることが確認できることから、事業主は昭和45年12月16日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から10年3月までの期間、同年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から10年3月まで
② 平成10年11月及び同年12月

私は、母から20歳になったら国民年金へ加入した方が良いと言われたので、平成8年*月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に数か月分の国民年金保険料を納付した。その後は金融機関やコンビニエンスストアで定期的に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成8年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、オンライン記録から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した12年1月16日を勧奨事象発生日とする国民年金第1号・第3号被保険者取得初回勧奨が同年3月21日に行われており、同年5月8日に8年*月*日の国民年金被保険者資格取得及び11年7月1日の同資格喪失の各記録が申立人の基礎年金番号の記録に追加されていることが確認できることから、申立人は、当該記録追加の時期に初めて国民年金の加入手続を行ったと推認でき、当該記録追加時点までは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、当該記録追加時点では時効により保険料を納付することはできない。

申立期間②については、その前後の納付記録のある期間を通じて住所の異動が無く、金融機関等に保険料を納付したと申し立てていることを考慮すれば、当該期間の記録管理に不備があったとは考えにくい。なお、当該期間直後の平成11年1月から同年3月までの保険料を13年2月16日に納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13768 (事案 13492 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年12月まで

私は、平成5年9月に来日し、先に来日していた夫に教えられたとおりに、居住していた市の市役所で外国人登録を行った。その際、国民健康保険の加入手続と同時に、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行った。その後も、住所変更手続や在留期間の更新手続とともに、保険料の免除申請手続を行った。私は、来日時時点で34歳であり、申立期間の保険料を未納にした場合には年金の受給資格期間を満たせなくなるため、保険料を未納にすることはないはずである。前回の申立ての際は記録訂正が認められなかったが、申立期間の保険料が申請免除とされていないことに納得できないので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、平成5年9月に来日し、市役所で外国人登録を行った際に、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったとしているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立人の国民健康保険の資格取得日は6年4月1日であるとしており、申立人が国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったとする時期と相違していること、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の7年7月から同年9月頃までの間に払い出されていることから、当該払出時点で申立期間を申請免除期間とする場合には、遡って免除申請を行うこととなるが、当該払出当時は、制度上、申請日の属する月の前月より前の期間の免除申請を遡って行うことはできず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、このほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の提出も無いことなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時。以下「A委員会」という。）の決定に基づき24年10月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする

通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できないとして再申立てを行っているが、A委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出や具体的な説明は無く、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13769 (事案 13493 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から6年12月まで

私は、平成4年5月に来日し、市役所で外国人登録を行った際、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行った。同年12月に転居後も、転居先の市役所で住所変更手続や保険料の免除申請手続を行った。私は、来日時時点で32歳であり、申立期間の保険料を未納にした場合には年金の受給資格期間を満たせなくなるため、保険料を未納にすることはないはずである。前回の申立ての際は記録訂正が認められなかったが、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が免除とされていないことに納得できないので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、平成4年5月に来日し、市役所で外国人登録を行った際に、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったとしているが、申立人が申立期間始期の同年5月から同年12月まで居住していた市では、申立期間における申立人の国民健康保険の加入記録は無いと回答していること、また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号が付番された9年1月の時点で申立期間を申請免除期間とする場合には、遡って免除申請を行うこととなるが、当該付番当時は、制度上、申請日の属する月の前月より前の期間の免除申請を遡って行うことはできず、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、このほか、申立人の妻の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の提出も無いことなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時、以下「A委員会」という。)の決定に基づき24年10月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間始期の平成4年5月から同年12月まで居住していた市か

ら同年6月23日に交付された国民健康保険被保険者証を提出し、前回の委員会の判断の理由の一部に誤りがあるとして、再申立てを行っている。

このため、年金記録確認関東地方第三者委員会（以下「関東委員会」という。）では、今回の申立てを受け、上記市に申立人の国民健康保険の加入記録について再度照会を行ったところ、当時の国民健康保険の加入記録に係る届出書は保存年限が過ぎているため書類が廃棄されていること、電算システムの変更により過去の電子データが喪失していることから、当時の加入記録の確認ができないと回答があったものの、申立人は当時の国民健康保険被保険者証を所持していることから、関東委員会は、本件について改めて審議を行った。

しかしながら、申立人から新たに提出された国民健康保険被保険者証により、申立人が、来日当初に国民健康保険に加入していたことは確認できたものの、これをもって、国民健康保険と同時に国民年金に加入し、保険料を免除されていたことを示す新たな資料の提出があったとは言えず、A委員会の当初の決定を変更すべき理由は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年1月まで

私は、昭和56年に会社を退職し、国民健康保険の加入手続をした時に区役所職員から国民年金の加入手続もするように言われたので、加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。その後も会社を退職するたびに加入手続を行い、毎月25日過ぎに保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年11月に厚生年金保険の被保険者となったことから、国民年金の被保険者資格を喪失しているが、その後の申立期間に係る国民年金の資格取得処理日は、申立期間後の60年6月18日であることがオンライン記録で確認でき、申立期間は、当時、国民年金の未加入期間であったため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、当該処理日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料額の記憶が明確でないと述べているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京（埼玉）国民年金 事案 13771（事案 703 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、兄の仕事を手伝っているときに国民年金の加入手続を行い、昭和 36 年から 39 年頃までの国民年金保険料は定期的に納付していた。その後しばらくの間、保険料を納付していなかったが、43 年頃に母親から保険料を納付するように言われ、当時居住していた区役所で国民年金の再加入手続を行い、未納期間の納付書を作成してもらい、その保険料を分割で納付した。その後の保険料は、定期的に納付していた。前回、申立期間の記録訂正は認められなかったが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 6 月時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、特例納付で申立期間の保険料を納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時居住していた区役所で再加入手続を行い、未納期間の納付書を作成してもらい、その保険料を分割で納付したとして再申立てを行っているが、年金記録確認 A 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13772 (事案 13661 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 61 年に日本の永住権を取得し、その後、元夫と共に区役所へ出向き国民年金に加入した。その時、57 年 1 月まで遡って国民年金保険料を納付すると将来年金を受給できると言われ、40 万円以上の 5 年分の保険料を 2 回に分けて区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち 57 年 1 月から 60 年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったほか、申立人が遡って納付したとする金額は、上記払出時点で過年度納付が可能な 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間の保険料額と相違する上、納付したとする区役所では過年度保険料を納付することはできなかつたなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、また、申立人及び元夫は、子供を連れて三人で区役所へ行き、申立人の加入手続及び初回の保険料納付を行ったと述べているが、申立人及び元夫は、申立人の手帳記号番号払出前の同年 6 月に離婚しており、元夫は、離婚後に申立人の国民年金に関する手続を行ったことはないと述べているなど、申立人及び元夫の国民年金加入手続並びに保険料納付に関する記憶は明確でないこと、さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人及び元夫から、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明も無く、そのほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき平成 25 年 3 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 61 年に永住権を取得し、その直後、元夫と一緒に区役所に行き、国民年金に加入したことは間違いないとして再申立てを行っているが、年金記録確

認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。